

社会福祉法人大子町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

平成19年4月1日

大社協規程第17号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大子町社会福祉協議会（以下「法人」という。）定款第25条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償の支給に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、役員等とは次に掲げるものをいう。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 理事
- (4) 監事

(報酬)

第3条 報酬は、役員等（監事を除く。以下この条において同じ。）が月に10日以上、職務に従事することを定められた場合に支給する。ただし、当該役員等が、法人の職員又は関係行政庁の職員である場合には支給しない。

2 前項の報酬の額は、別表1のとおりとする。

3 月額によって報酬が定められている役員等が月の途中で就任又は退任若しくは死亡した場合は、その日を含めた日割計算によって支給する。

(費用弁償)

第4条 役員等が、会務のため旅行したときは、別表2により費用を弁償する。

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合には、大子町職員の例に準じ、旅費を支払うことができる。この場合、前項の費用弁償は行わない。

(公表)

第5条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

別表1

役員等名	報酬額
会長	月額 150,000円
副会長	月額 125,000円
理事	月額 70,000円

通勤手当 太子町職員の例に準ずる額

別表2 費用弁償の額

日額 1,500円

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

一部改正、平成20年4月1日から施行する。

附 則

一部改正、平成29年4月1日から施行する。